

2019年6月3日

総代の皆さまへ

大阪市中心区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
取締役 代表執行役社長 橋本 雅博

2019年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社2019年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年7月1日（月曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 2019年7月2日（火曜日）
午前10時30分から

2. 場所 大阪市中心区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 審議委員会審議事項報告の件

決議事項

- 第1号議案 2018年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当金割当ての件
- 第3号議案 総代選出細則一部変更の件
- 第4号議案 審議員12名選任の件
- 第5号議案 取締役11名選任の件

以上

◎事業報告、計算書類、連結計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.sumitomolife.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

添付書類

1. 2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2018年度のが国経済は、企業の設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の着実な改善により個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復が続きました。長期金利は、日本銀行が一定の変動について容認する姿勢を示したことなどにより一時上昇する動きがみられたものの、年度後半に世界経済の下振れ懸念が台頭し、年度末にかけて低下基調で推移しました。

<事業の経過及び成果>

こうした状況の中、3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」の2年目にあたる2018年度は、お客さまの最善の利益を追求する「お客さま本位の業務運営方針」に則り、引き続き「スミセイライフデザイナー（営業職員）」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の4つの重点取組事業および事業基盤の強化に取り組みました。また、本計画の基軸であるブランド戦略においては、「お客さま」「社会」「会社・職員」がともに健康増進という新しい共有価値を創造していく「CSV※1プロジェクト」を推進しました。

(販売面・サービス面の取組み)

個人保険分野では、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組んでおります。

※1 CSV（Creating Shared Value）とは、企業による「社会的課題の解決」と「企業価値の向上（利益や競争力の向上）」を両立させる経営の概念です。

営業職員による保険販売においては、2018年7月に、お客さま一人ひとりの健康増進活動を促す仕組みを組み込んだ健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を発売しました。本商品は、保険契約とVitality健康プログラム契約で構成され、「リスクに備える」という従来の生命保険の価値に加えて、Vitality健康プログラムによりお客さまの健康増進活動を促すことで「リスクそのものを減少させる」という価値を提供する新しい保険です。お客さまの健康増進活動を促すための仕組みとしては、保険料変動と特典（リワード）の提供という2つの特徴があります。保険料は日々の健康増進活動によるポイント累計に応じて毎年変動します。また、特典（リワード）として、本商品の理念・目的に共感いただいた11社※²のパートナー企業との提携により、フィットネスジムの月会費割引などを受けることができます。本商品の提供を通じてお客さま一人ひとりの、ひいては社会全体の健康寿命の延伸を目指してまいります。

さらに、多様化するお客さまの資産形成ニーズにより一層お応えすることを目的として、ソニー生命保険株式会社との業務提携を通じたスピーディかつ効率的な商品ラインアップの拡充を図り、2019年1月に、同社の外貨建の終身保険および養老保険の販売を開始しました。

こうした生命保険商品の販売に加え、偶然の事故や自然災害等のあらゆるリスクをカバーすべく、三井住友海上火災保険株式会社の代理店として損害保険商品の販売にも取り組み、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めております。

サービス面では、「スミセイ未来応援活動※³」を通じて、お客さまのご意向に沿ったアフターサービスに努めております。2018年7月に営業職員向けタブレット端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を刷新するとともに、2019年1月に、このタブレット端末を用いた生命保険新契約申込みの電子化、同年4月には、自動車保険新契約申込みの電子化を実施し、お客さまの利便性向上および職員の活動の効率化を図りました。また、お客さまの面前で出金や住所変更等の事務手続きを行うことができる「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用などにより、正確で迅速なお客さま対応にも取り組んでおります。

また、2018年度は自然災害が多発しましたが、そうした非常時にこそお客さまに寄り添った対応が重要であるとの認識のもと、お見舞い訪問等を通じた迅速な状況確認や請求勧奨に努めるとともに、保険金等請求手続きの簡易取扱いなどの特別取扱いを実施しました。

こうした販売とサービスの担い手となる営業職員については、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごとの採用・育成体制のもと、優秀人材の採用および継続教育により、「未来診断※⁴」を活用したコンサルティング力の向上と「スミセイ未来応援活動」を通じたサービスの充実に努めております。

※² 2019年3月末現在の数です。

※³ 定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする活動です。

※⁴ お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等に応じた必要保障額を確認いただいたうえで必要保障額に基づいた合理的な保障内容を提案することができる、タブレット端末「SumiseiLief」に搭載した販売ツールです。

金融機関を通じた保険販売においては、終身保険や個人年金保険を中心に販売を推進しております。こうした中、より魅力のある商品を提供すべく、2018年8月に、米国の子会社であるシメトラの知見を活用して開発した外貨建一時払個人年金保険を発売するとともに、2019年4月には外貨建平準払個人年金保険を発売しました。また、日本郵政グループ各社を通じた保険販売においては、健康に不安のある方でも一生涯の死亡・医療保障を準備できる限定告知型商品の販売を推進しております。

マルチチャネル戦略のうち子会社による取組みについては、メディケア生命保険株式会社にて、保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しております。こうした中、2018年4月に、女性に多い病気等に対する特約や、終身の死亡保障または死亡・介護保障を準備できる特約を発売するとともに、同年11月には限定告知型医療終身保険の保障を充実させる商品改定を行いました。

保険ショップを展開するいずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めております。

企業保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするために、福利厚生制度の充実を図る商品の販売に努めております。こうした中、団体保険においては、心と体の健康相談サービスを拡充した総合福祉団体定期保険を販売するとともに、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズにお応えするため、3大疾病を保障する全員加入型団体保険の販売に注力しております。また、団体年金保険においては、掛金の設定に柔軟性を持たせた確定拠出年金制度や、価格変動リスクを抑制して中長期の安定運用ニーズにお応えする商品の販売を推進しております。

（海外事業）

海外事業については、海外事業基本方針^{※5}において、生命保険事業の地理的分散を図り、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、当社の契約者への安定的な配当原資の確保、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを目的としております。加えて、海外出資先との情報連携・シナジーの発揮を通じて、資産運用の高度化、商品開発の多様化ならびにインシュアテック^{※6}の活用による事業イノベーション等の付加価値の創出を図ることとしており、長期的にはグループ基礎利益に対する海外事業の貢献割合を20%にすることを目標としております。こうした方針のもと、シメトラの持続的成長と当社の契約者配当財源への貢献、アジア出資先の企業価値向上、新規M&Aの検討および人材育成に取り組んでおります。また、シメトラへの人材派遣等を通じたシナジーの実現を図っており、米国の銀行窓販チャネルでトップクラスのインデックス年金^{※7}販売実績を誇る同社の知見を活用して前述の外貨建一時払個人年金保険を開発しました。

※5 2019年3月の取締役会において決議した海外事業に関する方針です。

※6 「保険（Insurance）」と「テクノロジー（Technology）」を掛け合わせた造語で、保険分野におけるFinTechの活用を意味します。

※7 一定期間の指数上昇率を積立金に反映する年金保険です。

こうした取組みの結果、2018年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、円建貯蓄性商品の販売減少の影響等により前年度比3.7%減の1265億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比13.7%増の789億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.2%減の2兆3248億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率※8については、13月目継続率で97.2%（前年度末比0.3ポイント減）、25月目継続率で94.7%（同0.9ポイント増）となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆2164億円（前年度末比1.0%増）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆5896億円（同1.3%減）となりました。

【個人保険および個人年金保険】

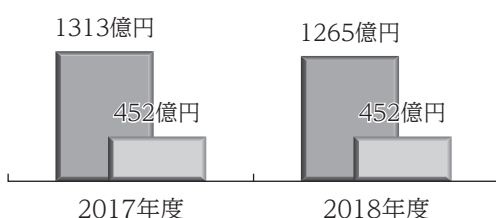
・年換算保険料

	2018年度	前年度比
新契約	1265億円	3.7%減
うち生前給付保障+医療保障等	452億円	0.0%増

	2018年度末	前年度末比
保有契約	2兆3248億円	0.2%減
うち生前給付保障+医療保障等	5531億円	1.2%増

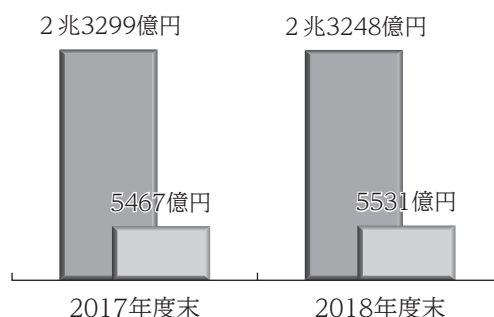
- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・新契約年換算保険料



■新契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

・保有契約年換算保険料



■保有契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2018年度	前年度比
新契約（グループ全体）	2099億円	2.4%減

	2018年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	2兆7824億円	0.0%減

- (注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です（住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険）。
2. シメトラの決算日は12月31日です。

※8 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：2016年11月から2017年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：2015年11月から2016年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

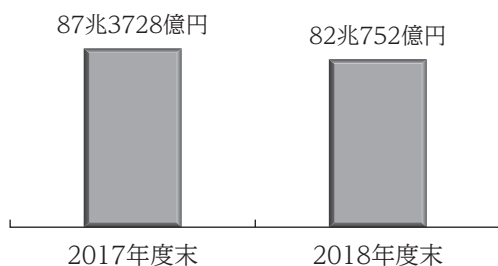
・保険金額

	2018年度	前年度比
新契約高	1兆8712億円	161.1%増
減少契約高	7兆1688億円	4.0%増

	2018年度末	前年度末比
保有契約高	82兆752億円	6.1%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

・保有契約高（保険金額）

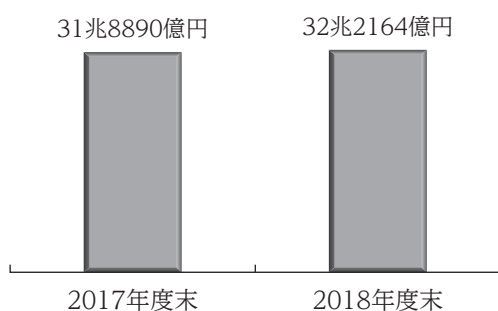


【団体保険および団体年金保険】

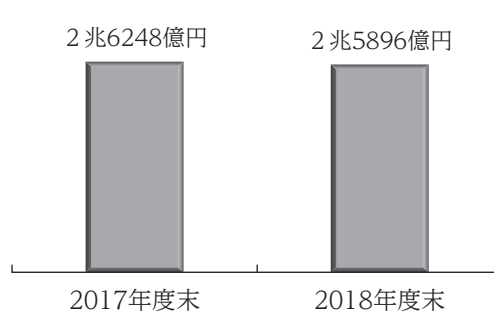
		2018年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	32兆2164億円	1.0%増
団体年金保険	保有契約高	2兆5896億円	1.3%減

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

・団体保険保有契約高



・団体年金保険保有契約高



（資産運用面の取組み）

資産運用面では、「A L M※⁹運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つのポートフォリオ運営を推進し、それぞれの運用目的に応じた収益向上とリスクコントロールの強化に取り組んでおります。

「A L M運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、円金利資産を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたA L Mを推進するとともに、為替リスクを抑制した外貨建事業債を含む国内外のクレジット資産や、インフラファンド、不動産等の超長期の運用を念頭に置いた資産への投資拡大等による収益向上を図っております。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で株式や米国債などの外国債券といった流動性の高い有価証券により、市場見通しに応じた機動的な運用による収益の上乗せを図っております。

スチュワードシップ活動においては、投資先企業の中長期的な株式価値向上を図るため、当該企業との質の高い対話を推進するとともに、その対話の内容等を踏まえて議決権行使を行っております。

また、運用収益の向上ならびに持続可能な社会の実現に資するとの考えに基づき、2019年3月にE S G投融資※¹⁰方針を策定し、同年4月には国連責任投資原則※¹¹に署名しました。

（C S Vプロジェクト）

日本における社会的課題である健康寿命の延伸を目指し、当社では「C S Vプロジェクト」として、お客さまへの健康増進型保険“住友生命「Vitality」”の提供を軸に、社会全体への健康増進の働きかけ、職員とその家族が健康になる健康経営の推進といった3つの行動に取り組んでおります。

“住友生命「Vitality」”の提供については前述のとおり注力している一方、社会全体への健康増進の働きかけとして、当社のネットワークを活かし、全国の自治体と健康増進等に向けた包括協定や事業連携等※¹²を進めるとともに、トップアスリートを招き親子スポーツイベントなどを行うスミセイ“Vitality Action”や、parkrun（パークラン）※¹³による運動機会の提供に努めております。また、職員等に向けては歩く習慣や保健指導を推奨するなど、健康経営を推進しております。

※⁹ A L M (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

※¹⁰ E S Gとは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の頭文字をとったものです。E S G投融資とは、E S Gに対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投融資です。

※¹¹ 国連責任投資原則 (P R I : Principles for Responsible Investment) とは、国際連合が2006年に提唱した投資家がとるべき行動原則で、E S Gの要素を投資プロセスに組み込むことを求めています。

※¹² 2019年3月末現在で41の都道府県と締結しております。

※¹³ parkrunとは、各地域の公園で毎週土曜日の朝定時に開始する参加費無料の5kmのランニング・ウォーキングイベントです。2019年3月に、英国の非営利団体parkrun Global (パークラングローバル) とパートナーシップ契約を締結し、同年4月に日本国内 (二子玉川公園) で開始しました。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、2012年度に募集した基金500億円を2018年8月に償却する一方、強固な財務基盤を維持するため、2019年3月に、劣後特約付借入金を500億円を上限として同年9月末までに借入できることを決定しました。

経営管理面では、まず、職員一人ひとりが生産性を高め、創出した時間をお客さま本位の仕事や自己研鑽に充てるために、働き方変革として、既存業務の見直しと抜本的削減、テレワークの導入、休暇取得の推進等に取り組んでおります。また、ハラスメント防止教育の徹底や、「内部通報・相談窓口」の周知など、コンプライアンス面からも職場環境の整備を図りました。さらに、大規模災害等への備えとして、各種訓練や昨今の災害に対する対応の振返りを行いつつ継続的な危機管理態勢・業務継続体制の整備を行っております。

また、最新のテクノロジーや外部の知見を取り入れてイノベーションを加速させ、新たな商品・サービスの提供につなげるための体制づくりを進めております。具体的には、FinTechの活用等を加速させる拠点として、東京・シリコンバレーに「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」を開設しました。シメトラをはじめとした当社グループ会社や本分野に強みを持つ企業と連携しつつ、各種実証実験を通じてサービスの導入に向けた検討を進めております。さらに、健康に関する新たな商品・サービスの開発に資するべく、2018年5月に、国立研究開発法人産業技術総合研究所および立命館大学と健康増進に関わる共同研究契約を締結しました。それぞれが有するビッグデータと知見を活用して、将来の健康状態の予測や持続的に健康増進に取り組む方法等の研究を進めてまいります。加えて、高齢化の進展に伴い継続した介護関連ニーズの増加が見込まれる中、2018年10月に、アクサ生命保険株式会社と「介護関連サービスの共同開発および共同利用」に関する業務提携に基本合意しました。共同オフィスとして開設した「ウェルエイジング共創ラボ」を拠点に、両社が培ってきた知見やノウハウを活用し介護分野における社会的課題の解決に取り組んでまいります。

(収支・資産等の概況)

2018年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆4053億円（前年度比4.1%減）、資産運用収益が7598億円（同0.1%増）、支出面では、保険金等支払金が1兆9534億円（同1.0%減）、資産運用費用が2441億円（同39.1%増）、事業費が3279億円（同0.2%減）となりました。こうした結果、経常利益は2005億円（同12.8%減）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は606億円（同7.4%減）となりました。

また、当期末処分剰余金は591億円（前年度比16.0%減）となりました。

基礎利益については3770億円（前年度比7.0%増）となりました。外貨建資産への投資拡大による運用収支の向上などにより前年度比増加し、堅調に推移しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については32兆7304億円（前年度末比3.8%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で26兆2388億円（前年度末比1.7%増）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、930.1%（前年度末比56.5ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2018年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2018年度	前年度比
経常収益	3兆6394億円	2.9%減
経常利益	1508億円	30.8%減
親会社に帰属する当期純剰余	482億円	30.9%減

グループ基礎利益※	3976億円	9.3%増
-----------	--------	-------

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、バオベト・ホールディングス、BNIライフ、P I C C生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2018年度末	前年度末比
総資産	37兆8114億円	4.9%増

＜対処すべき課題＞

「スミセイ中期経営計画2019」の最終年度である2019年度は、本計画に掲げる重点取組事業等の総仕上げの年として取組みを加速させるとともに、“住友生命「Vitality」”の提供を軸とした取組みを通じて、「お客さま」「社会」「会社・職員」の共有価値を創造する「C S Vプロジェクト」を推進します。

“住友生命「Vitality」”については、積極的なプロモーション展開等を通じてお客さまを増やしていくとともに、加入されたお客さまが健康増進活動に継続して取り組むことができるよう適時の情報提供に努めます。また、お客さまのニーズの多様化やITの進化等を踏まえて、お客さま目線で既契約サービスの在り方に関する今日的な見直しの検討を進めており、その一環として、高齢化が益々進展する社会に対応すべく、ご家族登録サービスの推進をはじめとした高齢者向けサービスに関する取組みを予定しております。

さらに、収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長に向け、金融機関等代理店・保険ショップチャンネルにおける当社グループのプレゼンス向上を図るべく、金融機関等との関係強化による販売ネットワークの拡大や商品ラインアップの充実に努めます。また、人口減少に伴う国内マーケットの縮小リスク等を踏まえて、国内生命保険事業の収益を補完し当社事業の持続可能性の強化を図るため、シメトラの持続的成長と当社の契約者配当財源への貢献およびアジア事業の企業価値向上等に向けた海外事業の取組みを進めます。資産運用においては、引き続き2つのポートフォリオ運営を推進し、適切なリスクテイクによる収益向上を図るとともに、ESG投融資方針に基づく取組みを推進します。

こうした取組みに注力するためにも、働き方変革の従来の取組みを一層進め、更なる業務削減やテレワーク等による効率的な業務遂行を通じて創出した時間をお客さま本位の仕事に集中させるとともに、自己研鑽や休暇取得に活用することで「健康でいきいきと働く職場」の実現を目指してまいります。

「お客さま本位の業務運営方針」に基づいて、以上の取組みを着実に進めることで「お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
年度末契約高	個 人 保 険	兆 億円 84 0193	兆 億円 77 5441	兆 億円 71 7512	兆 億円 66 7692
	個 人 年 金 保 険	13 9964	16 0025	15 6215	15 3060
	団 体 保 険	31 5591	31 4854	31 8890	32 2164
	団 体 年 金 保 険	2 5555	2 5654	2 6248	2 5896
	そ の 他 の 保 険	2173	2129	2103	2055
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保 険 料 等 収 入		3 0220 00	3 3154 80	2 5085 79	2 4053 38
資 産 運 用 収 益		5851 54	7440 52	7587 32	7598 29
保 険 金 等 支 払 金		2 4775 69	1 9992 14	1 9723 30	1 9534 87
経 常 利 益		2375 03	2287 93	2299 33	2005 91
当 期 純 剰 余		833 87	862 64	654 22	606 05
社員配当準備金繰入額		515 48	517 35	528 04	502 85
総 資 産		27 6415 83	30 0269 83	31 5369 34	32 7304 72

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

《ご参考》当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経 常 収 益	3 7335 84	4 4339 40	3 7471 35	3 6394 46
経 常 利 益	2210 39	1897 56	2178 67	1508 40
親会社に帰属する当期純剰余	661 23	560 68	698 35	482 66
包 括 利 益	△1272 77	566 90	1674 68	928 25
純 資 産 額	1 6403 90	1 6129 83	1 6568 20	1 6457 23
総 資 産	31 7970 49	34 3528 70	36 0364 43	37 8114 70

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	87	87	0
事 業 部	2	2	0
支 部	1,432	1,451	19
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,525	1,544	19
代 理 店	502	501	△1

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	10,954	10,973	19	45	15	346
営 業 職 員	31,894	31,981	87	48		

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

基金について、2018年8月に500億円を償却しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	35,704
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等

2018年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
メディケア生命保険 株 式 会 社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月 1 日	40,000百万円	100%
スミセイ情報システム 株 式 会 社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年 5 月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイビル マ ネ ー ジ メ ン ト	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年 6 月 1 日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ 株 式 会 社	東京都港区	保険募集業	1983年 1 月 4 日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート & コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年 4 月 3 日	100百万円	100%
スミセイビジネス サービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年 1 月 4 日	70百万円	100%
株式会社スミセイ ハ ー モ ニ ー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年 2 月 1 日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年 1 月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年 2 月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年 7 月 1 日	20百万円	95%
スミセイ保険 サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年 5 月 1 日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル 管 理 株 式 会 社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年 2 月25日	1米ドル (110円)	100%

※Symetra Financial Corporationの資本金額（1米ドル）は、登録州での一般的な資本金額です。なお、同社傘下の子会社12社の資本金額合計は、13百万米ドルです。

ｂ．関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社エージェント	東京都新宿区	保険募集業	2001年 6 月 1 日	109百万円	49.80%
マイコミュニケーション 株 式 会 社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年 5 月 1 日	76百万円	35.14%
日本ビルファンド マネジメント株式会社	東京都千代田区	投資信託委託業および投 資法人資産運用業	2000年 9 月19日	495百万円	35%
三井住友アセット マネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業	1985年 7 月15日	2,000百万円	20%
ジャパン・ペンション・ ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年 9 月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア (2,345百万円)	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	6,804,714 百万ベトナムドン (32,493百万円)	17.47%

- (注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

<重要な業務提携の概況>

1. 当社は、2018年7月、多様化するお客さまの資産形成ニーズにより一層お応えすることを目的として、ソニー生命保険株式会社（以下、ソニー生命）との業務提携に合意しました。2019年1月から、当社の営業職員を通じてソニー生命の「米ドル建終身保険」および「米ドル建養老保険」をそれぞれ「ソニー生命の外貨建保険W 米ドル建終身保険」「ソニー生命の外貨建保険W 米ドル建自由保険（養老保険）」の名称で販売を開始しております。
2. 当社は、2018年10月、介護分野における社会的課題の解決に積極的に取り組むことを目的として、アクサ生命保険株式会社との業務提携に合意しました。本提携を通じて、両社が各々のお客さまおよびそのご家族に対してご提案できる共同のサービスプラットフォームを、介護関連サービス事業者・大学および研究機関・スタートアップ企業等との提携を活用して構築してまいります。当プラットフォームにおいては、公的介護保険制度内のサービスに留まらず、公的制度外の様々なサービスを組み込むことで、総合的な介護関連サービスの提供を目指します。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2018年 4 月12日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはClio & Pierson,LLCおよび2090 McGee Lane,LLCを設立し、両社は当社の子会社となりました。
2018年 5 月24日	当社は、Baoviet Holdingsの傘下会社との関係を見直した結果、Baoviet Insurance CorporationおよびBaoviet Fund Management Companyが当社の関連法人等ではなくなりました。
2018年10月 1 日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはFayette Landings,LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。

(注) 2019年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社は、同社を存続会社、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより、同社は当社の関連法人等ではなくなりました。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当		重要な兼職	その他
佐 藤 義 雄 *	取締役会長	指名委員 報酬委員	・ 讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・ パナソニック株式会社 社外監査役 ・ サカティンクス株式会社 社外監査役 ・ レンゴー株式会社 社外取締役	
橋 本 雅 博 *	取 締 役	指名委員 報酬委員		
本 城 正 哉	取 締 役	監査委員		
篠 原 秀 典 *	取 締 役			
藤 戸 方 人 *	取 締 役			
山 下 徹	取 締 役 (社外役員)	指名委員長 報酬委員長	・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニアアドバイザー ・ 三井不動産株式会社 社外取締役 ・ 株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役	
矢 吹 公 敏	取 締 役 (社外役員)	指名委員 報酬委員	・ 矢吹法律事務所 パートナー ・ S C S K 株式会社 社外取締役	
釜 和 明	取 締 役 (社外役員)	監査委員長	・ 株式会社 I H I 相談役 ・ 極東貿易株式会社 社外取締役 ・ 日本精工株式会社 社外取締役 ・ 公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長	
森 公 高	取 締 役 (社外役員)	監査委員	・ 日本公認会計士協会 相談役 ・ 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・ 三井物産株式会社 社外監査役 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片 山 登志子	取 締 役 (社外役員)	指名委員 報酬委員	・ 片山・平泉法律事務所 パートナー	
岡 正 晶	取 締 役 (社外役員)	監査委員	・ 梶谷総合法律事務所 弁護士 ・ 株式会社三井住友銀行 社外監査役	

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である本城正哉を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 義 雄 *	代表執行役	・「a. 取締役」参照	
橋 本 雅 博 *	代表執行役社長		
篠 原 秀 典 *	代表執行役専務	〔企画部、勤労部、商品部、情報システム部〕 担当	
藤 戸 方 人 *	代表執行役専務	〔事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部〕 担当	
荒 木 登志松	執行役専務	〔年金事業部、法人総括部、第1 総合法人部、都心法人推進部〕 担当	
古 河 久 人	執行役常務	〔調査広報部、ブランドコミュニケーション部〕 担当	
河 野 伸 三	執行役常務	〔財務部、不動産部〕 担当	
松 本 英 晴	執行役常務	〔総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま本位推進部、運用審査部〕 担当	
長 瀧 研 一	執行役常務	〔営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、首都圏本部、中部本部、近畿北陸本部〕 担当	
角 英 幸	執行役常務	〔主計部、経理部、運用管理部〕 担当	・公益社団法人日本アクチュアリー会 理事長
藤 山 勝 伸	執行役常務	〔内部監査部〕 担当	
酒 井 真 史	執行役常務	〔代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部〕 担当	
栄 森 剛 志	執行役常務	〔国際業務部、人事部、事業企画部〕 担当	
松 本 巖	執行役常務	〔運用企画部、A L M証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部〕 担当	
高 田 幸 徳	執行役常務	〔C X企画部、Vitality戦略部〕 担当	

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2019年3月31日の終了をもって、執行役専務荒木登志松および執行役常務藤山勝伸は、執行役を辞任しました。
3. 2019年3月31日の終了をもって、執行役常務角英幸は、公益社団法人日本アクチュアリー会理事長を退任しました。
4. 2019年4月1日付で、代表執行役専務篠原秀典は代表執行役副社長に、執行役常務松本英晴および同長瀧研一は執行役専務に、北越浩和および日下和彦は執行役常務に就任しました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役	9	161
執行役	16	880
計	25	1,042

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。
2. 報酬の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。
a. 執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

1. 基本方針

取締役・執行役の報酬等に関しては、取締役・執行役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。
具体的には、以下の通りとする。

- 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない)
- 報酬等の水準は、外部専門機関の調査結果等を活用し、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
- 優秀な人材を当社の取締役及び執行役として確保することができる報酬内容とする。

2. 報酬体系

業務執行を行う執行役と、経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は別体系とする。

a. 取締役の報酬体系

取締役の職務は、経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

b. 執行役の報酬体系

執行役の報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。
具体的には、以下の通りとする。

(1) 固定報酬

役位および職務内容に応じ決定する。

(2) 業績連動報酬（単年度）

役位及び職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。

全社業績連動指標は前年度のE V事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお達成率は上下限を90%～120%とする。

業績連動報酬は財務の健全性や規制等を踏まえ、またこれまでの水準を考慮し、報酬総額の27.5%（業績連動指標100%達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象は30%とする。

(3) 業績連動報酬（中長期）

執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のE Vの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。

なお執行役の責任による不祥事が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を没収できることとする。

(注) 取締役および執行役への退任慰労金は、年功要素が強いため、平成18年に廃止している。

3. 報酬の水準

同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会にて適宜見直しを行うこととする。

【固定報酬と業績連動報酬（単年度）の支給割合】

取締役（執行役を兼務する者は除く）	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標		E V事業収益の経営計画に対する達成率
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
	上記以外の執行役	所管する部門のK P I等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

E V事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のE Vの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択。
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択。

【業績連動報酬の額の決定方法】

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区 分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬の合計
取締役	9	161	—	161
執行役	16	561	319	880
合 計	25	723	319	1,042

(注) 報酬の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2018年度の業績連動報酬は、各指標の2017年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指 標	目 標	実 績
E V 事業収益	3,043	3,506
新契約価値(リテール部門)	2,292	2,307
新契約価値(代理店部門)	529	411

c. 報酬等の決定過程

【報酬の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名 称	権 限 の 内 容
報酬委員会	・「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実 施 日	活 動 内 容
2018年6月12日	報酬委員会にて「2018年度執行役の報酬」を審議
2018年7月3日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2018年度取締役および執行役の個人別の報酬」、「退任執行役の報酬」を決議
2018年8月7日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2018年9月5日	報酬委員会にて「新任執行役の報酬」を決議
2018年10月1日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2018年11月22日	報酬委員会に「2018年度経営者報酬調査」(外部機関による報酬調査)を報告
2018年12月20日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2019年2月8日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改正」「昇任および新任執行役の報酬」を決議
2019年3月4日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
山下 徹 矢吹 公敏 釜 和 明 森 公 高 片山 登志子 岡 正 晶	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
矢 吹 公 敏	矢吹法律事務所 パートナー 当社と矢吹法律事務所の間に特別な関係はありません。
釜 和 明	公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長 当社と公益財団法人財務会計基準機構の間に特別な関係はありません。
片 山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
岡 正 晶	梶谷綜合法律事務所 弁護士 当社は、梶谷綜合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
山 下 徹	三井不動産株式会社 社外取締役 当社は、三井不動産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂D Yホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
矢 吹 公 敏	S C S K株式会社 社外取締役 当社は、S C S K株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜 和 明	極東貿易株式会社 社外取締役 当社は、極東貿易株式会社の株式を保有しております。 日本精工株式会社 社外取締役 当社は、日本精工株式会社の株式、債券を保有しております。
森 公 高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
岡 正 晶	株式会社三井住友銀行 社外監査役 当社は、株式会社三井住友銀行と保険の取引があります。また、同社に融資を行っているとともに、同社から基金の拠出を受けております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
山 下 徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会 5 回開催、うち 5 回出席 報酬委員会 5 回開催、うち 5 回出席	I Tシステム会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
矢 吹 公 敏	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会 5 回開催、うち 4 回出席 報酬委員会 5 回開催、うち 4 回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
金 和 明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち13回出席	総合重機メーカーの代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
片 山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会10回開催、うち10回出席 指名委員会 4 回開催、うち 4 回出席 報酬委員会 4 回開催、うち 4 回出席	消費者問題の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
岡 正 晶	2018年7月3日就任	取締役会10回開催、うち 9 回出席 監査委員会10回開催、うち 9 回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

- (注) 1. 片山登志子については、2018年7月3日の取締役、指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会、指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。
2. 岡正晶については、2018年7月3日の取締役および監査委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会および監査委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8	111	—

4 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

50,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

3名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社三井住友銀行	31,000	62
三井住友信託銀行株式会社	16,000	32
三井住友海上火災保険株式会社	3,000	6

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉 加奈子 指定有限責任社員 橋本 克己 指定有限責任社員 鈴木 崇雄	238※ ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務（PBO）計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は344百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

②監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) 当社およびグループ会社（「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう）の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（グループ会社における事実を含む）
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（グループ会社における事実を含む）
 - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（グループ会社を対象とするものを含む）
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 前3項ならびに前記a、bおよびcに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「監査委員会の職務の執行のための体制」の運用状況の概要

監査委員会の職務の執行に資するべく、①から④に記載の体制整備等を実施している。

2. 業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
- b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- c. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- d. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、生命保険募集および損害保険募集について、それぞれの商品・チャネル特性を踏まえた募集管理態勢の見直し、勤務管理制度の見直し、ハラスメント防止対応等の職場環境コンプライアンスの徹底、グループ会社全体を対象とした内部通報・相談窓口の認知度向上ならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止等の反社会的勢力対応の高度化等の取組みを行っている。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、業務の電子化および働き方変革の取組みと連動して、ペーパーレス化の推進を通じての文書量の削減および効率的な文書管理に向けた取組み等を実施している。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。

(1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。

(2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、新たにコンダクトリスク（法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク）管理を通じた取組みを始める等、統合的リスク管理の高度化や資産運用収益向上への取組みを踏まえた資産運用リスク管理を実施している。

また、訓練および現実の災害対応を通じて得られた反省ならびに最新の知見等を踏まえ、大規模災害等対策やサイバー攻撃対応の高度化に取り組んでいる。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。

b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、従前からのコーポレートガバナンスの不断の改善に向けた取組み、中期経営計画の下でのPDCA機能の向上および「働き方変革」による生産性向上のための取組み等を行っていくことに加え、サステナビリティ確保に向けたシステム開発・保守態勢の強化にも取り組んでいる。

- ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
 - b. 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。
 - (1) グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振返り
 - (3) グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
 - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
 - c. 必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、国内グループ会社について、各社の自律的なガバナンスの状況をモニタリングする手法への移行等の経営管理の効率化と重点化、海外グループ会社について、各社とのコミュニケーションの活性化等を通じた実効的な経営管理の取組みを行っている。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、「お客さま本位の業務運営」の周知および推進を継続するとともに、非対面サービスの充実（コールセンター・インターネット手続きの拡充）や新契約手続きの電子化、高齢者・障がい者等に配慮した手続きの簡素化等を通じたお客さまサービスの向上に取り組んでいる。さらに、「顧客体験（CX）価値の提供」に向けた検討や「Vitalityを通じた共有価値創造（CSV）」の推進にも取り組んでいる。

また、スチュワードシップ活動についても、適切に取り組んでいる。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。

- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、内部監査中期計画等に基づく各取組み（リスクベースの監査の推進、組織横断的かつ中長期的な検証の実施等）により、内部監査に係る高度化・効率化、品質向上を進めている。

＜相互会社制度運営に関する事項＞

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2018年4月4日、東京都において総代候補者選考委員会が開催され、2019年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
 - b. 2018年8月2日、東京都において総代候補者選考委員会が開催され、2019年総代改選についての候補者91名が決定されました。これに基づき2018年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2019年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2018年5月25日、東京都において審議員会を開催し、2017年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - b. 2018年11月26日、東京都において審議員会を開催し、2018年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,811名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は7,001,352名、総代数は177名です。

＜商品に関する事項＞

1. 2018年7月24日、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・ 保険契約とVitality健康プログラム契約で構成され、「リスクに備える」という従来の生命保険の価値に加えて、Vitality健康プログラムによりお客さまの健康増進活動を促すことで「リスクそのものを減少させる」という価値を提供する保険です。
 - ・ 加入時に保険契約の保険料をVitality健康プログラムを利用しない場合と比較して15%割り引くとともに、お客さまの日々の健康増進活動を評価し、1年間の活動実績に基づき判定する4段階のステータスに応じて毎年保険料が変動します。
 - ・ お客さまの健康増進活動の継続をサポートするために、フィットネスジムの月会費割引や旅行代金の割引など各種特典（リワード）を提携するパートナー企業とともに提供します。
2. 2018年8月1日、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）「たのしみグローバル」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・ 指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建の積立金が、据置期間（5年または10年）中、1年間の所定の指数の上昇率に応じて増加する「指数連動プラン」と、契約時に設定した積立利率および経過年月数により増加する「定率増加プラン」の2つのプランがあります。
 - ・ 「指数連動プラン」では指数が下落しても、積立金は指定通貨建で減少しません。また、毎年の契約応当日の3ヵ月前から2週間前までに請求いただくことにより、積立金を定率積立へ全額移転し、指定通貨建で年金原資を確定させることができます。
 - ・ 目標額を設定し、解約返戻金の円換算額が目標額に到達した場合には、円建年金保険に変更し、円建で年金原資を確定する特約を付加することができます。
 - ・ 年金の受取りを指定通貨と円貨から選択できるほか、最大3年間、年金支払開始日を繰り下げることができます。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

1. 住友生命創業110周年記念事業であるスミセイ“Vitality Action”において親子スポーツイベントを全国56か所にて開催し、「CSVプロジェクト」の社会への健康増進の働きかけとして積極的に取り組んでおります。また、関連財団とも連携し、健康増進に関する啓発等を実施しております。その他、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しております。
2. 子育て支援事業「第12回未来を強くする子育てプロジェクト」、全国の学童保育等の運営を支援する「第6回スミセイアフタースクールプロジェクト」や、子どもの情操教育支援を目的とする「第42回こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 職員の社会貢献意識の更なる向上を図るため、1992年にスタートした職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を引き続き推進しました。また、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
4. 平成30年7月豪雨被災地支援の一環として、被災地で職員によるボランティア活動を実施しました。また、住友生命労働組合と協力し当社および関連会社にて募金を実施し、総額1412万3835円を被災者および被災地域へ寄贈しました。
5. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額8億2944万514円の助成を行いました。その内訳は、子育て支援・次世代応援事業に1億2864万7562円、健康増進事業に2億1392万3585円、地域社会関連事業に586万9367円、地球環境保全事業に1000万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円です。

2018年度 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	1,510,097	保 険 契 約 準 備 金	26,579,948
現 金	169	支 払 備 金	114,734
預 貯 金	1,509,927	責 任 準 備 金	26,238,890
コ ー ル ロ ー ン	238,792	社 員 配 当 準 備 金	226,323
買 入 金 銭 債 権	317,252	再 保 險 借	150
有 価 証 券	26,764,618	社 債	499,924
国 債	10,198,381	そ の 他 負 債	3,091,489
地 方 債	169,012	売 現 先 勘 定	1,893,213
社 債	3,307,330	債券貸借取引受入担保金	772,360
株 式	2,010,333	未 払 法 人 税 等	6,835
外 国 証 券	10,875,563	未 払 金	60,489
そ の 他 の 証 券	203,996	未 払 費 用	40,518
貸 付 金	2,874,970	前 受 収 益	1,344
保 険 約 款 貸 付	289,747	預 り 金	67,487
一 般 貸 付	2,585,222	預 り 保 証 金	28,321
有 形 固 定 資 産	565,893	金 融 派 生 商 品	82,744
土 地	351,684	金融商品等受入担保金	73,646
建 物	184,413	リ ー ス 債 務	7,081
リ ー ス 資 産	6,787	資 産 除 去 債 務	1,711
建 設 仮 勘 定	17,640	仮 受 金	6,499
その他の有形固定資産	5,367	そ の 他 の 負 債	49,235
無 形 固 定 資 産	38,494	退 職 給 付 引 当 金	19,371
ソ フ ト ウ ェ ア	32,586	価 格 変 動 準 備 金	744,447
その他の無形固定資産	5,908	再評価に係る繰延税金負債	13,014
代 理 店 貸	0		
再 保 險 貸	196	負 債 の 部 合 計	30,948,346
そ の 他 資 産	293,671	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	20,323	基 金	50,000
前 払 費 用	4,585	基 金 償 却 積 立 金	589,000
未 収 収 益	135,686	再 評 価 積 立 金	2
預 託 金	3,792	剰 余 金	273,890
先物取引差入証拠金	2,271	損 失 填 補 準 備 金	5,604
金 融 派 生 商 品	114,604	そ の 他 剰 余 金	268,286
仮 払 金	6,933	基 金 償 却 準 備 金	42,600
そ の 他 の 資 産	5,473	価 格 変 動 積 立 金	165,000
前 払 年 金 費 用	3,376	社会及び契約者福祉増進基金	1,321
繰 延 税 金 資 産	123,979	別 途 積 立 金	223
貸 倒 引 当 金	△870	当 期 未 処 分 剰 余 金	59,141
		基 金 等 合 計	912,893
		その他有価証券評価差額金	931,081
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△431
		土 地 再 評 価 差 額 金	△61,417
		評価・換算差額等合計	869,233
		純 資 産 の 部 合 計	1,782,126
資 産 の 部 合 計	32,730,472	負債及び純資産の部合計	32,730,472

(注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、35百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	284,862百万円
勤務費用	12,085百万円
利息費用	4,196百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,770百万円
退職給付の支払額	△20,904百万円
期末における退職給付債務	<u>282,010百万円</u>

- ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	307,619百万円
期待運用収益	3,759百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△13,979百万円
事業主からの拠出額	6,419百万円
退職給付の支払額	△9,015百万円
期末における年金資産	<u>294,803百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	282,010百万円
年金資産	△294,803百万円
	<u>△12,793百万円</u>
未認識数理計算上の差異	21,513百万円
未認識過去勤務費用	7,274百万円
	<u>15,994百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>15,994百万円</u>
退職給付引当金	19,371百万円
前払年金費用	△3,376百万円
	<u>△3,376百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>15,994百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	12,085百万円
利息費用	4,196百万円
期待運用収益	△3,759百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△6,506百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,795百万円
	<u>△3,795百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2,220百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

生命保険一般勘定	43%
株式	39%
投資信託	7%
債券	5%
その他	6%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が44%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	1.473%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、969百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効

性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	1,510,097	1,510,097	－
うち、その他有価証券	386,779	386,779	－
コールローン	238,792	238,792	－
買入金銭債権	317,252	319,745	2,493
うち、その他有価証券	174,259	174,259	－
有価証券※1	25,925,558	28,419,737	2,494,178
売買目的有価証券	782,809	782,809	－
満期保有目的の債券	1,799,665	2,132,194	332,529
責任準備金対応債券	11,674,328	13,813,577	2,139,248
子会社株式及び関連会社株式	33,173	55,574	22,400
その他有価証券	11,635,582	11,635,582	－
貸付金	2,874,970		
貸倒引当金※2	△618		
	2,874,352	2,909,763	35,411
社債	499,924	512,782	12,857
売現先勘定	1,893,213	1,893,213	－
債券貸借取引受入担保金	772,360	772,360	－
デリバティブ取引※3	31,860	31,860	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,295	4,295	－
ヘッジ会計が適用されているもの	27,565	27,565	－

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は839,059百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

①社債

3月末日の市場価格等によっております。

②売現先勘定、債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	358,543	387,748	29,205
	外国証券(公社債)	1,440,600	1,743,924	303,324
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	522	521	△0
	外国証券(公社債)	—	—	—
合 計		1,799,665	2,132,194	332,529

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,988,196	13,119,392	2,131,195
	外国証券(公社債)	416,916	432,782	15,865
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	151,573	146,912	△4,661
	外国証券(公社債)	117,641	114,489	△3,151
合 計		11,674,328	13,813,577	2,139,248

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	151,297	159,271	7,973
	公社債	1,660,058	1,764,458	104,399
	株式	658,977	1,605,890	946,912
	外国証券	5,442,279	5,727,096	284,817
	公社債	5,052,299	5,325,762	273,463
	株式等	389,980	401,333	11,353
	その他の証券	57,271	72,548	15,276
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	386,800	386,779	△20
	買入金銭債権	14,999	14,988	△11
	公社債	86,513	85,159	△1,353
	株式	180,614	142,018	△38,595
	外国証券	2,220,984	2,185,939	△35,044
	公社債	2,131,873	2,097,173	△34,699
	株式等	89,111	88,766	△345
	その他の証券	52,623	52,469	△153
合 計		10,912,420	12,196,621	1,284,201

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
預貯金	1,509,947	—	—	—
コールローン	238,792	—	—	—
買入金銭債権	14,446	267	275	294,271
有価証券	351,172	2,127,895	6,043,472	13,339,419
満期保有目的の債券	54,118	184,416	595,915	963,653
責任準備金対応債券	20,796	522,045	2,040,638	9,009,764
その他有価証券	276,258	1,421,433	3,406,919	3,366,001
貸付金※	1,214,128	518,500	478,753	363,840
社債	—	—	—	499,924
売現先勘定	1,893,213	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	772,360	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

15. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は383,454百万円、時価は482,402百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,326百万円を計上しております。

16. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、3,420,988百万円です。
17. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は63,886百万円であり、担保に差し入れているものではありません。
18. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、787百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
 貸付金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は、787百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、21百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は、414,133百万円です。
20. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、829,521百万円です。なお、負債の額も同額です。
21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、51,312百万円、金銭債務の総額は、12,108百万円です。
22. 繰延税金資産の総額は、515,852百万円、繰延税金負債の総額は、372,216百万円です。
 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,657百万円です。
 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金 208,147百万円、保険契約準備金 207,776百万円及び退職給付引当金 36,995百万円です。
 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 361,369百万円です。
 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は18.4%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △18.9%、子会社等株式評価損 9.6%です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 235,548百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 52,804百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 62,064百万円 |
| 利息による増加等 | 35百万円 |
| 当期末現在高 | 226,323百万円 |

24. 子会社等の株式の総額は、620,073百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,566,969百万円です。
26. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、14百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1,171百万円です。
27. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、930,652百万円です。
28. 基金50,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。
29. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、10,000百万円です。
30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
31. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、38,076百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

2018年度（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）損益計算書

(单位：百万円)

科 目		金 額
経常収	益	3,285,089
保険料等	収入	2,405,338
再保料	収入	2,402,089
準備金	収入	427
利息及び配当	収入	2,821
預有貸不	収入	759,829
有為貸そ	収入	638,543
そ	収入	17,575
年保退	収入	541,597
そ	収入	30,851
	収入	35,338
	収入	13,180
	収入	100,357
	収入	4,432
	収入	38
	収入	832
	収入	15,624
	収入	119,921
	収入	9,198
	収入	72,994
	収入	16,087
	収入	21,640
経常費	用	3,084,497
保険金等	支出	1,953,487
再保料	支出	639,442
準備金	支出	504,134
利息及び配当	支出	294,861
預有貸不	支出	457,526
有為貸そ	支出	56,509
そ	支出	1,013
年保退	支出	441,408
そ	支出	3,054
	支出	438,319
	支出	35
	支出	244,150
	支出	28,850
	支出	25
	支出	92,827
	支出	2,746
	支出	99,104
	支出	8,611
	支出	11,983
	支出	327,952
	支出	117,497
	支出	65,285
	支出	24,213
	支出	15,271
	支出	12,727
経常利益	益	200,591
特	益	1,031
固	益	1,031
特	損	127,300
固	損	2,946
減	損	10,443
子	損	25,580
価	損	87,500
社	損	829
税法	余	74,322
法	税	45,982
法	額	△32,265
法	計	13,716
当	余	60,605

(注) 1. 子会社等との取引による収益の総額は、6,836百万円、費用の総額は、16,470百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 80,132百万円、株式等 13,049百万円、外国証券 7,175百万円です。

有価証券売却損の内訳は、国債等債券 3,440百万円、株式等 2,593百万円、外国証券 86,792百万円です。

有価証券評価損の内訳は、株式等 1,453百万円、外国証券 1,293百万円です。

3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、1百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、15百万円です。

4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 10百万円、売却損 41百万円、評価益 5百万円です。

5. 金融派生商品費用には、評価損が 33,261百万円含まれております。

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,443百万円
	計	10,443百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等										
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金							基金等 合 計
				損失填補 準備金	その他剰余金					剰余金 合計	
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金		
当 期 首 残 高	100,000	539,000	2	5,404	77,000	165,000	1,450	223	70,421	319,499	958,502
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の立 積									△52,804	△52,804	△52,804
損失填補準備金の立 積				200					△200	－	－
基金償却積立金の立 積		50,000									50,000
基金利息の支払									△1,116	△1,116	△1,116
当 期 純 剰 余									60,605	60,605	60,605
基金の償却	△50,000										△50,000
基金償却準備金の立 積					15,600				△15,600	－	－
基金償却準備金の崩 取					△50,000					△50,000	△50,000
社会及び契約者福祉 増進基金の積立							700		△700	－	－
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩							△829		829	－	－
土地再評価差額金の崩 取									△2,293	△2,293	△2,293
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	△50,000	50,000	－	200	△34,400	－	△129	－	△11,279	△45,608	△45,608
当 期 末 残 高	50,000	589,000	2	5,604	42,600	165,000	1,321	223	59,141	273,890	912,893

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	768,377	573	△63,710	705,239	1,663,742
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の立					△52,804
損失填補準備金の立					－
基金償却積立金の立					50,000
基金利息の支払					△1,116
当 期 純 剰 余					60,605
基 金 の 償 却					△50,000
基金償却準備金の立					－
基金償却準備金の取崩					△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立					－
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					△2,293
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	162,704	△1,004	2,293	163,993	163,993
当 期 変 動 額 合 計	162,704	△1,004	2,293	163,993	118,384
当 期 末 残 高	931,081	△431	△61,417	869,233	1,782,126

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	59,141,859,385
剰 余 金 処 分 額	59,141,859,385
社 員 配 当 準 備 金	50,285,145,348
差 引 純 剰 余 金	8,856,714,037
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	556,714,037
任 意 積 立 金	8,100,000,000
基 金 償 却 準 備 金	7,400,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

2018年度 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	1,604,760	保 険 契 約 準 備 金	31,052,893
コ ー ル ロ ー ン	238,792	支 払 備 金	142,074
買 入 金 銭 債 権	317,252	責 任 準 備 金 等	30,684,495
有 価 証 券	30,006,016	社 員 配 当 準 備 金	226,323
貸 付 金	3,550,593	再 保 険 借	12,846
有 形 固 定 資 産	571,169	社 債	528,305
土 地	351,911	そ の 他 負 債	3,803,492
建 物	185,680	売 現 先 勘 定	1,893,213
リ ー ス 資 産	8,045	債券貸借取引受入担保金	772,360
建 設 仮 勘 定	17,748	そ の 他 の 負 債	1,137,918
その他の有形固定資産	7,784	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10,445
無 形 固 定 資 産	271,938	価 格 変 動 準 備 金	744,582
ソ フ ト ウ ェ ア	34,956	繰 延 税 金 負 債	166
の れ ん	55,528	再評価に係る繰延税金負債	13,014
リ ー ス 資 産	41		
その他の無形固定資産	181,412	負 債 の 部 合 計	36,165,746
代 理 店 貸	179	(純 資 産 の 部)	
再 保 険 貸	2,203	基 金	50,000
そ の 他 資 産	1,103,996	基 金 償 却 積 立 金	589,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	20,818	再 評 価 積 立 金	2
繰 延 税 金 資 産	124,912	連 結 剰 余 金	203,072
貸 倒 引 当 金	△1,164	基 金 等 合 計	842,075
		その他有価証券評価差額金	899,876
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	810
		土 地 再 評 価 差 額 金	△61,417
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△56,487
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	20,756
		その他の包括利益累計額合計	803,538
		非 支 配 株 主 持 分	109
		純 資 産 の 部 合 計	1,645,723
資 産 の 部 合 計	37,811,470	負債及び純資産の部合計	37,811,470

連結計算書類の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 25社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度にSymetra Financial Corporationの子会社3社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。 非連結子会社及び子法人等は、ありません。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用関連法人等数 8社 主な持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。 なお、Baoviet Holdingsの子会社2社は、当連結会計年度に、関連法人等でなくなったため、持分法適用関連法人等から除いております。 持分法を適用していない関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4) のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

- (注) 1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、35百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	293,067百万円
勤務費用	12,470百万円
利息費用	4,220百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,800百万円
退職給付の支払額	△21,127百万円
その他	96百万円
期末における退職給付債務	<u>290,529百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	313,452百万円
期待運用収益	3,865百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△14,050百万円
事業主からの拠出額	6,753百万円
退職給付の支払額	△9,122百万円
その他	3百万円
期末における年金資産	<u>300,902百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	288,746百万円
年金資産	△300,902百万円
	<u>△12,155百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	1,782百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△10,372百万円</u>
退職給付に係る負債	10,445百万円
退職給付に係る資産	△20,818百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△10,372百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	12,470百万円
利息費用	4,220百万円
期待運用収益	△3,865百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△6,249百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,795百万円
その他	123百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2,905百万円</u>

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	△22,100百万円
過去勤務費用	△3,795百万円
合計	<u>△25,895百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	21,539百万円
未認識過去勤務費用	7,274百万円
合計	<u>28,813百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

生命保険一般勘定	43%
株式	38%
投資信託	7%
債券	6%
その他	6%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が43%含まれています。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	1.473%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、2,046百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
12. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
- なお、当社は、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
13. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 前連結会計年度において、「その他負債」に含めて表示しておりました「売現先勘定」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分記載しております。

15. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	1,604,760	1,604,760	－
うち、その他有価証券	386,779	386,779	－
コールローン	238,792	238,792	－
買入金銭債権	317,252	319,745	2,493
うち、その他有価証券	174,259	174,259	－
有価証券※1	29,709,964	32,225,984	2,516,019
売買目的有価証券	1,021,016	1,021,016	－
満期保有目的の債券	1,869,326	2,215,434	346,108
責任準備金対応債券	11,674,328	13,813,577	2,139,248
子会社株式及び関連会社株式	24,911	55,574	30,662
その他有価証券	15,120,382	15,120,382	－
貸付金	3,550,593		
貸倒引当金※2	△784		
	3,549,808	3,570,221	20,413
社債	528,305	540,002	11,696
売現先勘定	1,893,213	1,893,213	－
債券貸借取引受入担保金	772,360	772,360	－
デリバティブ取引※3	51,576	51,576	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,388	11,388	－
ヘッジ会計が適用されているもの	40,188	40,188	－

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は296,052百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、() で示しております。

(注1) 当社の金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

①社債

3月末日の市場価格等によっております。

②売現先勘定、債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	427,604	470,400	42,795
	外国証券(公社債)	1,440,600	1,743,924	303,324
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,122	1,109	△12
	外国証券(公社債)	—	—	—
合 計		1,869,326	2,215,434	346,108

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,988,196	13,119,392	2,131,195
	外国証券(公社債)	416,916	432,782	15,865
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	151,573	146,912	△4,661
	外国証券(公社債)	117,641	114,489	△3,151
合 計		11,674,328	13,813,577	2,139,248

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	151,297	159,271	7,973
	公社債	1,764,026	1,875,360	111,334
	株式	659,033	1,606,017	946,984
	外国証券	6,176,880	6,486,590	309,709
	公社債	5,786,900	6,085,256	298,356
	株式等	389,980	401,333	11,353
	その他の証券	57,271	72,548	15,276
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	386,800	386,779	△20
	買入金銭債権	14,999	14,988	△11
	公社債	91,546	90,157	△1,389
	株式	180,614	142,018	△38,595
	外国証券	4,913,718	4,795,219	△118,499
	公社債	4,823,385	4,705,231	△118,154
	株式等	90,332	89,987	△345
	その他の証券	52,623	52,469	△153
合 計		14,448,811	15,681,421	1,232,610

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,604,608	—	—	—
コールローン	238,792	—	—	—
買入金銭債権	14,446	267	275	294,271
有価証券	504,341	3,131,361	7,380,421	14,319,291
満期保有目的の債券	54,218	185,209	597,526	1,030,381
責任準備金対応債券	20,796	522,045	2,040,638	9,009,764
その他有価証券	429,326	2,424,106	4,742,256	4,279,145
貸付金※	1,219,422	556,855	660,861	793,078
社債	—	—	27,750	499,924
売現先勘定	1,893,213	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	772,360	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

16. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は384,351百万円、時価は483,378百万円です。
- なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
- また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,326百万円をその他の負債に計上しております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、787百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
貸付金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は、787百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、21百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
18. 有形固定資産の減価償却累計額は、418,389百万円です。
19. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、829,521百万円です。なお、負債の額も同額です。
20. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|------------|
| 当期首現在高 | 235,548百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 52,804百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 62,064百万円 |
| 利息による増加等 | 35百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 226,323百万円 |
21. 関連法人等の株式の総額は、52,779百万円です。
22. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,593,874百万円です。
23. 当社は、基金50,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。
24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、3,420,988百万円です。
25. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は63,886百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
26. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、17,312百万円です。
27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が499,924百万円含まれています。
28. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ657,168百万円、620,478百万円含まれています。

29. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、38,388百万円です。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
30. 繰延税金資産の総額は、570,498百万円、繰延税金負債の総額は、430,128百万円です。
繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、15,622百万円です。
繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳は、保険契約準備金246,238百万円、価格変動準備金208,182百万円及び退職給付に係る負債29,645百万円です。
繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額363,320百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は3.6%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△28.0%、海外の連結子会社及び子法人等の投資税額控除△8.9%、持分法投資損益6.8%、のれん償却額3.5%です。

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目									金 額
経常収益									3,639,446
保険料等収入									2,605,680
資産運用収入									899,775
利息及び配当金等収入									769,003
有価証券売却益									103,679
有価証券償還益									2,011
為替差益									4,461
その他の運用収入									4,994
特別勘定資産運用益									15,624
その他の経常収入									133,990
経常費用									3,488,605
保険金等支払金									2,065,538
保年給									666,493
解約返戻金									504,170
その他の返戻金等									368,394
責任準備金繰入額									459,457
支払準備金繰入額									67,022
責任準備金繰入額									557,329
社員配当金積立利息繰入額									4,548
資産運用費用									552,746
支払利息									35
売却目的有価証券運用損									294,168
有価証券売却損									30,271
有価証券評価損									2,514
有価証券償還損									97,320
金融派生商品費用									6,364
貸倒引当金繰入額									1,460
賃貸用不動産等減価償却費用									119,914
その他の経常費用									141
事業の他の経常費用									8,648
その他の経常費用									27,533
経常利益									409,598
特別利益									161,970
固定資産等処分益									150,840
特別損失									1,031
固定資産等処分損失									1,031
減損損失									
価額変動準備金繰入額									101,786
社会及び契約者福祉増進助成金									2,976
税金等調整前当期純剰余金									10,458
法人税及び住民税等調整額									87,522
法人税等調整額									△42,357
当期純剰余金									1,807
非支配株主に帰属する当期純剰余金									48,277
親会社に帰属する当期純剰余金									10
									48,266

(注) 1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,443百万円
		計 10,443百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	100,000	539,000	2	248,102	887,104
米国子会社の会計基準 (ASU2016-01) に基づく累積的影響額				12,918	12,918
米国子会社の会計基準 (ASU2016-01) を反映した当期首残高	100,000	539,000	2	261,020	900,022
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の立				△52,804	△52,804
基金償却積立金の立		50,000		△50,000	－
基金利息の支払				△1,116	△1,116
親会社に帰属する当期純剰余				48,266	48,266
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取				△2,293	△2,293
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△50,000	50,000	－	△57,947	△57,947
当 期 末 残 高	50,000	589,000	2	203,072	842,075

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	841,320	△2,556	△63,710	△44,853	39,415	769,616	99	1,656,820
米国子会社の会計基準 (ASU2016-01) に基づく累積的影響額	△12,918					△12,918		－
米国子会社の会計基準 (ASU2016-01) を反映した当期首残高	828,402	△2,556	△63,710	△44,853	39,415	756,697	99	1,656,820
当 期 変 動 額								
社員配当準備金の立								△52,804
基金償却積立金の立								－
基金利息の支払								△1,116
親会社に帰属する当期純剰余								48,266
基金の償却								△50,000
土地再評価差額金の取								△2,293
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	71,473	3,367	2,293	△11,634	△18,659	46,840	9	46,850
当 期 変 動 額 合 計	71,473	3,367	2,293	△11,634	△18,659	46,840	9	△11,096
当 期 末 残 高	899,876	810	△61,417	△56,487	20,756	803,538	109	1,645,723

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小倉 加奈子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 克己 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄 印
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小倉 加奈子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 克己 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

住友生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 釜 和 明 ㊞

監査委員 森 公 高 ㊞

監査委員 岡 正 晶 ㊞

監査委員 本 城 正 哉 ㊞

(注) 監査委員 釜和明、森公高、及び岡正晶は、保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

2. 審議会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議会では報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

2018年度第2回審議会（2018年11月26日 東京都において開催）

- (1) 2018年度上半期事業概況等について

2019年度第1回審議会（2019年5月24日 東京都において開催）

- (1) 2018年度事業概況および決算案について
- (2) 総代選出細則の変更について

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議会では審議しております。

以 上

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

2018年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は45ページに記載のとおりです。

ご契約者への還元に努めるとともに内部留保の充実を図る観点から、次のとおりといたしたいと存じます。

2018年度の剰余金処分数額591億4185万9385円のうち502億8514万5348円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金88億5671万4037円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立て、2012年8月に募集した基金の拠出者に対する利息5億5671万4037円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を74億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てたいと存じます。

第2号議案

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2018年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 3年ごと配当契約【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック】

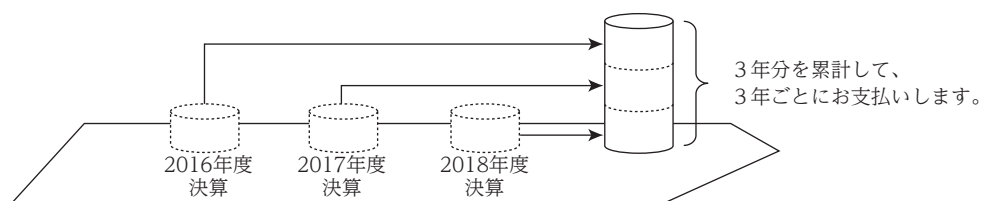
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2018年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3）

(注)「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(2016年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 5年ごと利差配当契約

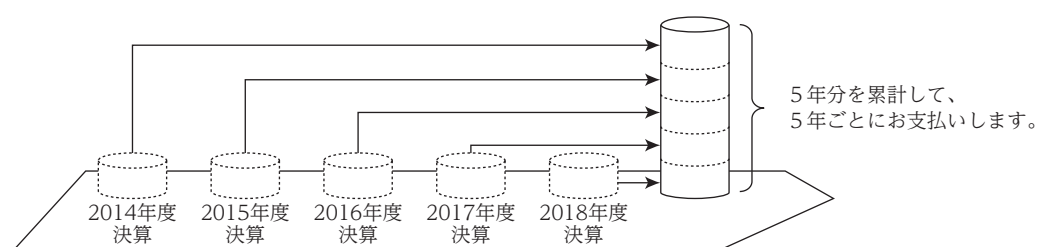
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2018年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表4） ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表5）

(注)「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(2014年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 険 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 団体3大疾病保障保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表 1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類		配 当 率
予定利率 1 %未満の保険種類		1. 20 %－予定利率
予定利率 1 %以上 2 %以下の保険種類	5 年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)以外	1. 60 %－予定利率
	5 年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	1. 35 %－予定利率
予定利率 2 %超の保険種類		1. 15 %－予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5 年ごと利差配当付自由保険	1995年 9 月 1 日以降の 保険料一時払契約※	0 %
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5 年ごと利差配当付個人年金保険 5 年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	1998年 7 月 2 日以降の 保険料一時払契約※	0 %
予定利率変動型 5 年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）※ 予定利率変動型 5 年ごと利差配当付終身保険（一時払い）※		0 %
5 年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）		0 %
終身保険 5 年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5 年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5 年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5 年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5 年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5 年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5 年ごと利差配当付終身保険（一時払い） 5 年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)	1998年 7 月 2 日以降の 保険料一時払契約	0 %
一時払退職後終身保険	1999年 4 月 2 日以降の 保険料一時払契約	0 %

- (注) 1. 5 年ごと利差配当契約および 3 年ごと配当契約の場合、上表は 2018 年度決算に基づく利差益配当率を示しています。
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
3. 上記にかかわらず、5 年ごと利差配当付医療定期保険および 5 年ごと利差配当付医療終身保険、5 年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）、最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立終身保険（第 1 保険期間）、最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険、変額保険（有期型）および変額保険（終身型）（払済保険および延長保険を除きます。）、最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)（付加された夫婦年金移行特約を含みます。）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約（子型）ならびに介護終身保障特別移行特約（終身保険特約の一時払いからの移行の場合）の利差益配当は 0 円とします。

※ 配当金により保険金を買増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
ただし、年金支払特約については、1998 年 7 月 2 日以降に付加された場合とします。

別表2

3年ごとと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過12年 の契約	男性	5.0%	5.0%	14.0%	23.0%	31.0%	31.0%
			女性	3.0%	3.0%	8.0%	15.0%	17.0%	19.0%
		経過15年 の契約	男性	5.5%	5.5%	17.0%	28.5%	36.5%	36.5%
			女性	3.5%	3.5%	11.0%	20.5%	22.5%	24.5%
	2007年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%
		経過9年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%
	2013年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%
		経過9年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%
	2013年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過12年 の契約	男性	9.0%	9.0%	18.0%	25.0%	31.0%	27.0%
			女性	9.0%	9.0%	14.0%	21.0%	21.0%	17.0%
		経過15年 の契約	男性	11.5%	11.5%	23.0%	32.5%	38.5%	32.5%
			女性	12.5%	12.5%	20.0%	29.5%	29.5%	22.5%
	2007年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	8.0%	8.0%	12.0%	14.0%	20.0%	16.0%
			女性	8.0%	8.0%	8.0%	10.0%	10.0%	6.0%
		経過9年 の契約	男性	20.0%	20.0%	24.0%	26.0%	32.0%	16.0%
			女性	26.0%	26.0%	26.0%	28.0%	28.0%	6.0%
	2013年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	10.0%	16.0%	16.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	4.0%	6.0%
		経過9年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	10.0%	16.0%	16.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	4.0%	6.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日 以前	経過12年 の契約	男性	—	4.50%	7.00%	11.50%	13.50%	13.50%
			女性	—	0.50%	3.00%	5.50%	5.50%	7.50%
		経過15年 の契約	男性	—	4.75%	8.50%	14.25%	16.25%	16.25%
			女性	—	0.75%	4.50%	8.25%	10.25%	10.25%
	2007年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
		経過9年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
	2013年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
		経過9年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
	2013年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
		経過9年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%

- （注）1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごとと応当日および直前の3年ごとと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			性							
災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過12年 の契約	男性	円 238	円 238	円 252	円 280	円 308	円 308	円 182
			女性	196	364	406	336	238	126	0
		経過15年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	364	504	476	378	378	0	0
	2007年4月2日 以降	経過12年 の契約	男性	238	238	252	280	308	308	182
			女性	196	364	406	336	238	126	0
疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過12年 の契約	男性	504	434	294	0	0	0	0
			女性	546	0	0	0	0	0	0
		経過15年 の契約	男性	672	588	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日 以降	経過12年 の契約	男性	266	266	294	0	0	0	0
			女性	266	0	0	0	238	840	1,008
入院初期給付特約		経過18年 の契約	男性	399	336	126	0	0	0	0
			女性	189	0	0	105	294	336	336
入院治療重点保障特約		経過12年 の契約	男性	378	448	308	210	70	0	0
			女性	280	238	168	224	266	448	392
		経過15年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0
			女性	420	273	273	357	567	588	588
通院特約		経過15年 の契約	男性	378	399	840	1,449	3,276	6,552	6,552
			女性	462	462	609	1,092	2,604	5,313	5,313
		経過18年 の契約	男性	378	399	840	1,449	3,276	6,552	6,552
			女性	462	462	609	1,092	2,604	5,313	5,313
通院特約(04)		経過12年 の契約	男性	392	308	476	994	1,624	3,948	5,250
			女性	434	378	434	728	1,260	3,136	4,256
		経過15年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875
			女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384
入院保障充実特約		経過12年 の契約	男性	56	70	28	0	0	0	0
			女性	28	14	0	14	28	70	56
総合医療特約		経過6年 の契約	男性	420	546	546	714	980	672	1,680
			女性	448	420	420	910	840	1,232	1,638
		経過9年 の契約	男性	560	686	686	854	1,120	812	1,820
			女性	588	560	560	1,050	980	1,372	1,778
成人病入院特約(09)		経過6年 の契約	男性	0	0	0	0	224	224	644
			女性	0	0	0	0	0	574	630
		経過9年 の契約	男性	0	0	0	0	224	224	644
			女性	0	0	0	0	0	574	630
がん入院特約(09)		経過6年 の契約	男性	0	0	0	0	0	154	238
			女性	0	0	0	0	0	112	112
		経過9年 の契約	男性	0	0	0	0	0	154	238
			女性	0	0	0	0	0	112	112

- （注） 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 4

5 年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			性							
5 年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5 年ごと利差配当付定期保険 5 年ごと利差配当付定期保険 5 年ごと利差配当付定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性	6.5%	6.5%	23.0%	39.5%	47.5%	47.5%	47.5%
			女性	4.5%	4.5%	17.0%	31.5%	33.5%	35.5%	35.5%
		経過20年 の契約	男性	6.5%	23.0%	39.5%	47.5%	47.5%	47.5%	47.5%
			女性	4.5%	17.0%	31.5%	33.5%	35.5%	35.5%	35.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性	16.5%	16.5%	33.0%	47.5%	53.5%	43.5%	43.5%
			女性	19.5%	19.5%	32.0%	46.5%	46.5%	33.5%	33.5%
		経過20年 の契約	男性	16.5%	33.0%	47.5%	53.5%	43.5%	43.5%	43.5%
			女性	19.5%	32.0%	46.5%	46.5%	48.5%	33.5%	33.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性	24.0%	24.0%	28.0%	30.0%	36.0%	16.0%	16.0%
			女性	32.0%	32.0%	32.0%	34.0%	34.0%	36.0%	6.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	10.0%	16.0%	16.0%	16.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	4.0%	6.0%	6.0%
5 年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5 年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性	—	5.25%	11.50%	19.75%	21.75%	21.75%	21.75%
			女性	—	1.25%	7.50%	13.75%	13.75%	15.75%	15.75%
		経過20年 の契約	男性	—	11.50%	19.75%	21.75%	21.75%	21.75%	21.75%
			女性	—	7.50%	13.75%	13.75%	15.75%	15.75%	15.75%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%

- （注） 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)	経過20年 の契約	男性	595	630	665	735	735	455	455
		女性	644	672	616	560	315	0	0
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性	595	595	665	735	770	455
		女性	560	700	672	602	630	0	0
	2007年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	1,190	1,190	1,260	1,400	1,540	1,540
		女性	980	1,148	1,190	1,176	1,190	630	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)	経過20年 の契約	男性	1,050	665	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性	1,120	980	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	1,330	1,330	1,470	0	0	0
		女性	1,330	0	0	0	1,190	4,200	5,040
入院初期給付特約	経過20年 の契約	男性	700	350	0	0	0	0	0
		女性	210	0	0	245	665	560	560
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約	経過10年 の契約	男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960
	経過15年 の契約	男性	1,120	1,015	630	350	0	0	0
		女性	700	455	455	595	945	980	980
通院特約 こども通院特約	経過15年 の契約	男性	630	665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920
		女性	770	770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855
	経過20年 の契約	男性	595	910	1,960	3,220	8,085	10,920	10,920
		女性	735	840	1,435	2,485	6,405	8,855	8,855
通院特約(04) こども通院特約(04)	経過15年 の契約	男性	805	840	1,785	3,045	6,790	13,125	13,125
		女性	1,015	980	1,295	2,310	5,390	10,640	10,640
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約	経過10年 の契約	男性	280	350	140	0	0	0	0
		女性	140	70	0	70	140	350	280
総合医療特約 こども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険	経過10年 の契約	男性	980	1,106	1,106	1,274	1,540	1,232	2,240
		女性	1,008	980	980	1,470	1,400	1,792	2,198
成人病入院特約(09)	経過10年 の契約	男性	0	0	0	0	224	224	644
		女性	0	0	0	0	0	574	630
がん入院特約(09)	経過10年 の契約	男性	0	0	0	0	0	154	238
		女性	0	0	0	0	0	112	112
限定告知型医療特約	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性	—	—	—	—	9,450	12,292
		女性	—	—	—	—	8,078	10,920	19,824
	2007年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	—	—	—	—	6,440	7,560
		女性	—	—	—	—	5,782	6,636	10,430
限定告知型入院保障充実特約	経過10年 の契約	男性	—	—	—	—	0	0	0
		女性	—	—	—	—	0	0	154

（注）1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。

2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。

5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、こども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

6. 本人型・本人妻型・本人子型のある保険種類については本人型を記載しています。

7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。

8. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険 生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険 生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生生存給付金付定期保険特約 連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 家族定期保険特約（子型） 増加養老保険・増加養老保険特約 増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約 保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 増加連生終身保険・増加連生生存保険 連生終身保険特約・通減定期保険特約 連生通減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険 一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	1969年5月以前の契約	男性 女性	円 —	円 —	円 —	円 —	円 6,210 7,250	円 15,970 19,490	円 40,480 49,300
	1969年6月以降 1974年4月以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	2,010 2,420	4,930 5,970	13,750 17,270	38,630 47,450
	1974年5月以降 1976年3月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	1,250 1,660	2,250 3,290	6,730 10,250	20,200 29,020
	1976年3月2日以降 1981年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	1,250 1,090	2,250 1,700	6,730 5,780	20,200 17,060
	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	300 420	760 580	1,600 830	5,090 3,110	16,740 10,560
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	140 210	450 360	1,570 480	4,060 1,860	13,560 7,520
	1990年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	550 140	130 200	390 230	1,400 350	3,220 1,330	9,770 5,910
	1996年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約 男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
		配当回数4回以降 9回目以内 男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
		配当回数3回目以内 男性	50	500	220	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	130	190	430	1,210	4,280
	2007年4月2日以降 2018年5月31日以前 の満年齢方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約 男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460
		配当回数4回以降 9回目以内 男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460
		配当回数3回目以内 男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	260	320	1,460
	2018年6月1日以降の 満年齢方式の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	0 0	0 0	0 0
変額保険（有期型） 変額保険（終身型）	1994年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	70 0	640 160	2,150 1,210	6,470 5,350
	1994年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	70 0	470 100	1,310 680	2,680 3,740
	1996年4月2日以降の契約	男性 女性	— —	— —	0 0	70 0	140 100	1,310 560	1,410 2,110
	1974年4月以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	38,630 47,450
	1974年5月以降 1976年3月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	20,200 29,020
	1976年3月2日以降の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	20,200 17,060
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性 女性	— —	240 40	150 140	340 130	1,040 390	2,210 1,050	7,750 3,720
		男性 女性	— —	240 40	150 140	340 130	1,040 430	2,210 1,280	7,750 4,070
	配当回数4回以降 9回目以内	男性 女性	— —	240 40	160 140	350 240	1,040 630	2,210 1,280	7,750 4,070
		男性 女性	— —	250 50	150 110	300 120	910 240	2,060 1,020	6,860 3,150
	配当回数3回目以内	男性 女性	— —	250 60	160 130	310 200	910 450	2,060 1,040	6,860 3,420
		男性 女性	— —	500 70	100 70	290 170	870 370	3,610 1,300	9,320 5,090
	介護収入保障特約 新介護収入保障特約	男性 女性	— —	500 70	100 70	290 170	870 370	3,610 1,300	9,320 5,090

死 差 益 配 当 率 表（例 示）（続 き）

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生通減定期保険特約、連生保険料特別払込通減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 1996年4月2日以降1999年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の1987年3月以前の契約については、1981年4月2日以降1985年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買増す場合の買増部分を含みます。）および1998年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）ならびに最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表 7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	1974年 4 月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	1974年 5 月以降 1981年 4 月 1 日以前	1,650	—
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	1,000	—
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	600	—
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	—
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	—
	1999年 4 月 2 日以降	0	—
新教育保険	1993年 4 月 1 日以前	50	200
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	0
	1999年 4 月 2 日以降	0	0
定期付養老保険	1970年11月 9 日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年 4 月 1 日以前	1,650	1,100
	1981年 4 月 2 日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年 4 月 1 日以前	1,900	1,100
	1981年 4 月 2 日以降	1,000	950
終身保険	1985年 4 月 1 日以前	1,000	—
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	600	—
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	—
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	—
	1999年 4 月 2 日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表（続き）

（保険金 100万円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	1981年 4 月 1 日以前	円 1,900	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	1,000	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	600	550
	1990年 4 月 2 日以降	250	200
定期保険	1981年 4 月 1 日以前	－	1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	－	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	－	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	－	200
	1993年 4 月 2 日以降	－	0
定期保険集団扱特約付定期保険		－	0
連生終身保険	1993年 4 月 1 日以前	250	－
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	－
	1999年 4 月 2 日以降	0	－
特定疾病保障終身保険	1999年 4 月 1 日以前	50	－
	1999年 4 月 2 日以降	0	－
特定疾病保障定期保険		－	0
重度慢性疾患保障保険		－	0
変額保険（有期型）	1994年 4 月 1 日以前	600	－
	1994年 4 月 2 日以降	50	－
変額保険（終身型）	1994年 4 月 1 日以前	600	－
	1994年 4 月 2 日以降	50	－
個人年金保険		－	1,000
新個人年金保険	1990年 4 月 1 日以前	－	600
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	－	250
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	－	50
	1999年 4 月 2 日以降	－	0
個人年金保険(93)	1999年 4 月 1 日以前	－	50
	1999年 4 月 2 日以降	－	0

費 差 益 配 当 率 表 (続 き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	1981年 4 月 1 日以前	円 —	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	—	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	—	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	—	200
	1993年 4 月 2 日以降	—	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	1990年 4 月 1 日以前	—	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	—	200
	1993年 4 月 2 日以降	—	0
養老保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	—
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	—
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	—
	1999年 4 月 2 日以降	0	—
終身保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	—
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	—
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	—
	1999年 4 月 2 日以降	0	—
生存給付金付定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	50	200
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	0
	1999年 4 月 2 日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	—	200
	1993年 4 月 2 日以降	—	0
連生終身保険特約	1993年 4 月 1 日以前	250	—
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	—
	1999年 4 月 2 日以降	0	—
通減定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	—	200
	1993年 4 月 2 日以降	—	0
連生通減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年 4 月 1 日以前	50	—
	1999年 4 月 2 日以降	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

費 差 益 配 当 率 表 (続 き)

2. 保険料払済後

1981年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

(1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

別表 8

災害・疾病特約配当率表（例示）

（特約保険金 100万円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	1983年 4 月 1 日以前	円 200	円 350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0
災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,280	1,650
	1976年 3 月 2 日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	930	1,110
	1976年 3 月 2 日以降	330	510
家族災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,490	－
	1976年 3 月 2 日以降	570	－
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年 4 月 1 日以前	200	350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0
がん診断特約		0	0

災 害 ・ 疾 病 特 約 配 当 率 表 (例 示) (続 き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	—	0
女性疾病医療特約(01)	—	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	—	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類		対 象 契 約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
新災害入院特約(87)			男性	円	円	円	円	円	円	円
新こども災害入院特約(87)			女性	—	450	450	450	450	450	450
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	450	450	450	450	450	450	450
		女性	—	630	630	630	630	630	630	630
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	225	225	225	225	225	225	225	225
		女性	180	180	180	180	180	180	180	180
	2007年4月2日以降	男性	225	225	225	255	285	300	225	
		女性	180	210	315	285	210	240	0	
新疾病医療特約(87)			男性	—	780	760	580	0	0	0
新こども疾病医療特約(87)			女性	—	600	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	800	780	600	0	0	0	0
		女性	—	600	0	0	0	0	0	0
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	480	300	280	100	0	0	0	0
		女性	530	100	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	男性	210	160	180	210	0	0	0	0
		女性	240	80	0	0	110	270	740	
通院特約 こども通院特約	2001年4月1日以前	男性	—	230	220	410	770	1,550	3,020	
		女性	—	280	260	320	610	1,280	2,490	
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870	
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340	
	2007年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870	
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340	
通院特約(04)	2007年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470	
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840	
	2007年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470	
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840	
入院初期給付特約			男性	—	180	180	70	0	0	0
			女性	—	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	2007年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0	
		女性	200	210	140	130	160	250	300	
	2007年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0	
		女性	200	210	140	130	160	250	300	
入院保障充実特約			男性	20	50	50	10	0	0	0
			女性	20	20	0	0	10	30	40
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年8月1日以前	男性	100	130	170	170	330	340	790	
		女性	100	190	100	290	290	430	710	
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	190	360	
		女性	0	0	0	50	0	220	320	
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	50	130	
		女性	0	0	0	0	0	0	50	
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。
2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。
3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。
5. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
団体3大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10%から60%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉)団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉)団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02)	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.06% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.57% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.07% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について3,730円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

第3号議案

総代選出細則一部変更の件

現行の総代選出細則の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の趣旨および理由

a. 信任投票に関する事項

- (1) 投票について、電磁的方法により行うことができる旨を規定します。
- (2) 投票結果について、総代候補者選考委員会が確認方法を定めることを規定します。
- (3) 投票の記録について、総代候補者選考委員会が保存方法を定めることを規定します。
- (4) 投票管理委員について、総代候補者選考委員会の議長が必要に応じ委嘱を行うこととする観点から、「委嘱する。」としている現行の規定を「委嘱することができる。」に変更します。

b. 総代候補者選考委員会の決議に関する事項

- (1) 総代候補者選考委員会において、総代候補者選考に関して必要となる事項についても決議の対象であることを明確にします。
- (2) (1)の変更に伴い、一部規定について表現の修正を行います。

2. 変更の内容および理由

変更の内容および理由は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
第18条 <u>総代候補者選考委員会における総代候補者の選定</u> は、選考委員の3分2以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。 ② 可否同数のときは、議長がこれを決する。	第18条 総代候補者選考委員会の決議は、選考委員の3分2以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。 ② 可否同数のときは、議長がこれを決する。	総代候補者選考に関して必要となる事項についても決議の対象であることを明確にします。
第19条 総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第2項に定める推薦公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱する。	第19条 総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第2項に定める推薦公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱 <u>することができる。</u>	投票管理委員について「委嘱することができる。」に変更します。

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
第20条 定款第21条第2項に定める投票については、 <u>総代候補者選考委員会が指定する所定の投票紙を使用し、その有効、無効は、投票管理委員の意見に基づき、総代候補者選考委員会の議長がこれを判定する。</u>	第20条 定款第21条第2項に定める投票については、 <u>総代候補者選考委員会の定めに従い、投票紙または電磁的方法によりこれを行う。</u> ② <u>前項にかかる投票については、総代候補者選考委員会がその結果の確認方法を定める。</u>	投票について電磁的方法を規定します。 信任投票の投票結果の確認方法を総代候補者選考委員会が定めることを規定します。
第21条 定款第21条第2項に定める投票にかかる <u>点検済の投票紙は、総代候補者選考委員会の議長および投票管理委員がこれを封緘し、4年間当会社</u> に保存する。	第21条 定款第21条第2項に定める投票にかかる <u>社員の投票の記録の保存方法は、総代候補者選考委員会</u> が定める。	投票の記録の保存方法を総代候補者選考委員会が定めることを規定します。
第22条 選挙日または <u>第18条の規定による選定以後就任日の前日までの間に、推薦公告に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第3項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。</u>	第22条 選挙日または <u>総代候補者選考委員会における総代候補者の決定以後就任日の前日までの間に、推薦公告に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第3項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。</u>	第18条の変更に 伴い変更します。

第4号議案

審議員12名選任の件

本総代会終結の時をもって審議員（14名）全員の任期が満了いたしますので、審議員12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

審議員候補者は次のとおりです。

（五十音順、敬称略）

候補者番号	氏名	主たる職業	重任の別
1	安 藤 隆 春	元警察庁長官	重 任
2	泉 本 小 夜 子	公認会計士	重 任
3	岩 沙 弘 道	三井不動産株式会社 代表取締役会長	重 任
4	牛 尾 奈 緒 美	明治大学 副学長・情報コミュニケーション学部教授	重 任
5	江 川 昌 史	アクセンチュア株式会社 代表取締役社長	新 任
6	國 部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長	新 任
7	見 城 美 枝 子	青森大学 副学長・エッセイスト・ジャーナリスト	重 任
8	玉 木 林 太 郎	公益財団法人国際金融情報センター 理事長	新 任
9	土 居 丈 朗	慶應義塾大学経済学部 教授	新 任
10	十 倉 雅 和	住友化学株式会社 代表取締役会長	重 任
11	名 和 高 司	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授	新 任
12	まつ 松 澤 佑 次	一般財団法人住友病院 院長	重 任

（注）「主たる職業」は、2019年5月22日現在の状況です。

第5号議案

取締役11名選任の件

本総代会終結の時をもって、現任の取締役（11名）全員が任期満了により退任いたします。
つきましては、本総代会におきまして、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	さ とう よし お 佐 藤 義 雄 (1949年8月25日生) <再任>	1973年4月 当社入社 2000年7月 取締役 2002年4月 常務取締役嘱常務執行役員 2007年7月 代表取締役社長嘱代表執行役員 2011年7月 代表取締役社長 社長執行役員 2014年4月 代表取締役会長 2015年7月 取締役会長 代表執行役（現任） [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外監査役 サカティンクス株式会社 社外監査役 レンゴー株式会社 社外取締役
<<取締役候補者指名の理由>> 佐藤義雄氏は、2007年から2014年まで、当社の代表取締役社長として経営の指揮をとり、適切な保険金支払態勢の構築、収益力の向上とリスク管理の徹底、内部留保の拡充等に取り組みました。また、成長戦略の面でも、マルチチャネル戦略の展開、海外市場への進出等の新たなテーマについて推進し、2011年からはブランド戦略を掲げ、サービス面、販売政策面にとどまらず、個々の職員の意識や企業文化にまでわたる会社全般の変革に取り組みました。2014年に代表取締役会長、2015年には取締役会長代表執行役に就任し、取締役会の議長として、取締役会における意思決定や、執行役等の職務執行に関する監督を行っております。 同氏の経営者としての豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	はし もと まさ ひろ 橋 本 雅 博 (1956年2月21日生) <再任>	1979年4月 当社入社 2006年4月 執行役員 2007年7月 常務取締役嘱常務執行役員 2011年7月 取締役 常務執行役員 2012年4月 代表取締役 専務執行役員 2014年4月 代表取締役社長 社長執行役員 2015年7月 取締役 代表執行役社長 (現任) [指名委員、報酬委員]
2	<<取締役候補者指名の理由>> 橋本雅博氏は、2014年から当社の代表取締役社長、2015年からは取締役 代表執行役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」を着実に推進し、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図ってきました。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人材のさらなる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めてきました。 同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、2017年度にスタートした「スミセイ中期経営計画2019」に掲げる種々の取組みを確実に遂行するため、昨年に引き続き取締役候補者としております。	
	しの はら ひで のり 篠 原 秀 典 (1958年12月3日生) <再任>	1981年4月 当社入社 2008年4月 執行役員 2010年4月 常務執行役員 2012年7月 取締役 常務執行役員 2015年4月 取締役 専務執行役員 2015年7月 執行役専務 2017年7月 取締役 代表執行役専務 2019年4月 取締役 代表執行役副社長 (現任) [企画部、新規ビジネス企画部、勤労部、情報システム部] 担当
3	<<取締役候補者指名の理由>> 篠原秀典氏は、保険販売部門、コンプライアンス部門、経理部門等に幅広い業務経験を有しております。また、代理店部門と金融法人部門の担当役員として、金融機関等との関係強化を図りながら当社のマルチチャネル戦略を推進する一方、情報システム部門の担当として、成長戦略や経営インフラを支える情報システムへの効率的な経営資源の投入等に取り組んできました。現在は、取締役 代表執行役副社長として、企画部門、新規ビジネス企画部門、勤労部門、情報システム部門を担当しております。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	ふじ と まさ ひと 藤 戸 方 人 (1959年4月10日生) <再任>	1983年4月 当社入社 2011年4月 執行役員 2014年4月 常務執行役員 2015年7月 執行役常務 2017年4月 執行役専務 2018年7月 取締役 代表執行役専務 (現任) [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、 保険金部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当
	<<取締役候補者指名の理由>> 藤戸方人氏は、商品開発部門、事務サービス部門、保険販売部門等に幅広い業務経験を有しております。2014年以降、資産運用部門の担当役員として、資産と負債の総合的な管理のもと、資産運用リスクを適切にコントロールしながら、堅固な収益基盤の構築とリスク対応力の強化に取り組みました。また、2018年以降は、取締役 代表執行役専務として事務サービス部門を担当し、保険金等の支払管理態勢の強化などを通じて、さらなるお客さまサービスの向上を図ってまいりました。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。	
5	な が た き けん いち 長 瀧 研 一 (1961年5月7日生) <新任>	1984年4月 当社入社 2014年4月 執行役員 2015年4月 上席執行役員 2015年12月 執行役常務 2019年4月 執行役専務 (現任) [内部監査部] 担当
	<<取締役候補者指名の理由>> 長瀧研一氏は、保険販売部門、経理部門、法人営業部門等において豊富な業務経験を有しております。2015年以降、営業職員チャネルを中心とする保険販売部門の担当役員として、「理想のライフデザイナー」実現に向けた取組みを強化し、お客さまに提供する先進のコンサルティングとサービスの一層の向上等を推進してまいりました。2019年4月以降は、内部監査部門の担当として、業務の健全性・適切性を確保することによる効果的な経営目標の実現に向けて取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	やま した とおる 山 下 徹 (1947年10月9日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1971年4月 日本電信電話公社入社 1999年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役 2003年6月 同社常務取締役 2005年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2007年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 同社取締役相談役 2014年6月 同社相談役 2015年7月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データシニアアドバイザー(現任) [指名委員長、報酬委員長] (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニアアドバイザー 三井不動産株式会社 社外取締役(2019年6月27日退任予定) 株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役
	<<取締役候補者指名の理由>> 山下徹氏は、ITシステムの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、4年です。 なお、当社は、同氏が所属する株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの取引がございましたが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。	

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	かま かず あき 金 和 明 (1948年12月26日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1971年 7 月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社 I H I) 入社 2004年 6 月 同社執行役員 2005年 4 月 同社常務執行役員 2005年 6 月 同社取締役常務執行役員 2007年 4 月 同社代表取締役社長 (兼) 最高経営執行責任者 2012年 4 月 同社代表取締役会長 2016年 4 月 同社取締役 2016年 6 月 同社相談役 (現任) 2016年 7 月 当社社外取締役 (現任) [監査委員長] (重要な兼職の状況) 株式会社 I H I 相談役 極東貿易株式会社 社外取締役 (2019年 6 月20日退任予定) 日本精工株式会社 社外取締役 (2019年 6 月25日退任予定) 第一三共株式会社 社外取締役 (2019年 6 月17日就任予定) 株式会社東京証券取引所 社外監査役 (2019年 6 月19日就任予定) 公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長 <<取締役候補者指名の理由>> 金和明氏は、総合重機メーカーである株式会社 I H I の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、3年です。 なお、当社は、同氏が所属する株式会社 I H I との取引がございますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	もり きみ たか 森 公 高 (1957年6月30日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1980年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1983年8月 公認会計士登録 2000年6月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 2004年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 金融 本部長 2006年6月 同監査法人本部理事 2011年7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャ ルサービス・ジャパン チェアマン 2013年6月 有限責任あずさ監査法人 退社 2013年7月 森公認会計士事務所所長(現任) 2013年7月 日本公認会計士協会会長 2016年7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 2017年7月 当社社外取締役(現任) [監査委員] (重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 三井物産株式会社 社外監査役 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役
	≪取締役候補者指名の理由≫ 森公高氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、2年です。 なお、同氏は、過去において、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等でありましたが、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことはなく、また、2013年6月に同監査法人を退社していることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。	

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
9	かた やま と し こ 片 山 登 志 子 (1953年6月3日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1977年 8 月 大阪家庭裁判所裁判所事務官 1980年 4 月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官 1988年 4 月 弁護士登録 1993年 4 月 片山登志子法律事務所開設 2005年 7 月 片山・黒木・平泉法律事務所(現 片山・平泉法律事務所) 開設(現在) 2005年12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長(現任) 2018年 7 月 当社社外取締役(現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 片山・平泉法律事務所 パートナー
	《取締役候補者指名の理由》 片山登志子氏は、消費者問題の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、1年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。	
10	おか まさ あき 岡 正 晶 (1956年2月2日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1982年 4 月 弁護士登録 1982年 4 月 梶谷法律事務所(現 梶谷綜合法律事務所) 入所 2012年 1 月 梶谷綜合法律事務所代表 2015年 4 月 第一東京弁護士会会長 2015年 4 月 日本弁護士連合会副会長 2018年 7 月 当社社外取締役(現任) [監査委員] (重要な兼職の状況) 梶谷綜合法律事務所 弁護士 株式会社三井住友銀行 社外監査役(2019年6月27日退任予定) 株式会社三井住友銀行 社外取締役(監査等委員)(2019年6月27日就任予定)
	《取締役候補者指名の理由》 岡正晶氏は、法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、1年です。 なお、同氏が所属する梶谷綜合法律事務所と当社との間には顧問契約がございますが、その取引額は多額でないことから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。	

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
11	やま もと けん ぞう 山 本 謙 三 (1954年1月21日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <新任>	1976年4月 日本銀行入行 2002年2月 同行金融市場局長 2003年5月 同行ニューヨーク駐在参事 2003年12月 同行米州統括役兼ニューヨーク事務所長 2005年7月 同行決済機構局長 2006年7月 同行金融機構局長 2008年5月 同行理事 2012年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 取締役会長 2018年6月 オフィス金融経済イニシアティブ 代表 (現任) (重要な兼職の状況) オフィス金融経済イニシアティブ 代表 株式会社ブリヂストン 社外取締役
	＜取締役候補者指名の理由＞ 山本謙三氏は、日本銀行の理事・局長等経験者、金融・経済の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、当社は、同氏が2018年6月まで取締役会長を務めていた株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所との取引がございますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。	

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、2019年5月15日現在の状況です。
2. 釜和明氏が取締役を務めていた株式会社IHIは、同氏の取締役在任期間を含む期間において、民間航空機エンジン整備事業にかかる不適切な作業が認められたとして、2019年3月、経済産業省より航空機製造事業法に基づく命令を受け、同年4月、国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けました。
3. 当社は、山下徹氏、釜和明氏、森公高氏、片山登志子氏および岡正晶氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しており、5氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。また、山本謙三氏が原案どおり社外取締役に選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。
- ・保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。
4. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
5. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。なお、同基準を満たす候補者について、「独立役員」と表記しております。
6. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。
- 取締役会議長：佐藤義雄
- 指名委員会：山下徹（委員長）、片山登志子、山本謙三、佐藤義雄、橋本雅博
- 監査委員会：釜和明（委員長）、森公高、岡正晶、長瀧研一
- 報酬委員会：山下徹（委員長）、片山登志子、山本謙三、佐藤義雄、橋本雅博

社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において監査役であった場合は、監査役就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。

※業務執行者とは、社外役員、監査役を除くすべての役職員をいう。

2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。

※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に占める取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。

3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。

4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。

※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。

5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。

- ・当社の役職員
- ・上記2～4のいずれかに該当する者

以 上

